外国語指導助手（ALT）会計年度任用職員の募集について

【募集人数】 5名

【職務内容】
- ・山口市立学校の外国語活動、外国語科及び英語科の授業における補助
- ・道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における国際教育に関する授業の補助
- ・英語科教材作成の補助
- ・スピーチコンテスト等、授業外での児童生徒の英語活動に関する指導の補助
- ・教員の研修や教材研究への協力
- ・学校行事への協力
- ・その他、教育委員会が必要と認める業務

【任用期間】 令和9年4月1日～令和10年3月31日
※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

【勤務場所】 山口市内の公立小中学校（複数校勤務）

【勤務時間】 月曜日～金曜日　1日6時間45分（うち60分は休憩時間）

【報　　酬】 月額313，200円　※通勤費用（距離に応じて）の支給があります。

【休　　日】 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）

【休　　暇】 任用期間に応じた年次有給休暇、特別休暇（有給、無給）

【社会保険等】 健康保険、厚生年金保険、雇用保険

【選考の方法】 書類、面接（12月24日予定）

【応募資格】
- ・日本において、ALT または英語語学指導の経験がある者
- ・現地大学以上の教育機関を卒業した者
- ・英語を母国語または公用語とする者
- ・日本語で日常会話ができる者
- ・日本国内における自動車免許を持ち、私用車で勤務場所に通える者
- ・英語教育や国際教育推進のため、積極的に児童生徒や教員とコミュニケーションがとれる者
- ・働くのに適したビザを持つ者
- ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない者
 - （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - （2）山口市職員として懲戒免職の処分を受け、この処分の日から2年間を経過しない人
 - （3）日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

【応募方法】
令和8年11月2日（月曜日）～11月27日（金曜日）の午前9時から午後5時（土、日曜日、祝日除く）までに、次の書類を山口市教育委員会学校教育課へ提出（郵送可）してください。
- （1） 市販の履歴書（写真を貼り、日本語で記入したもの）
- （2） 在留カードまたは特別永住者証明書の写し
- （3） 最終学校卒業証明書の写しまたはその卒業を確認できるもの

(4) 日本の運転免許証の写し
(5) 誓約書（特定性犯罪事実該当者に該当しないこと等の明示）

【特記事項】
・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
・このため、採用選考過程において、誓約書等の書面により、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また、採用内定以降、市教育委員会において、特定性犯罪の前科を確認するための犯罪事実確認を行います。
・虚偽の申告をした場合、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。